地域保健福祉課

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

生涯を通じた保健福祉サービスを提供するために、難病対策、母子保健、精神保健福祉、 自殺予防対策、栄養改善事業並びに民生委員・児童委員、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、 障害児者、配偶者暴力相談等の福祉を中心に専門的・広域的に活動を展開した。

また、管内市町の保健福祉活動が円滑に行われるよう支援するとともに、関係機関連携を図り、地域の状況に応じた業務の推進に努めた。

1 保健師関係指導事業

保健所保健師は、所属内の他職種を始め、管内市町や関係機関と連携を図りながら、 広域的・専門的サービスの提供に努めている。

また、地域保健活動推進のため、管内保健師の就業状況や活動状況の把握に努め、地域 保健活動推進のための支援を行っている。

(1)管内概況

管内保健師の就業数、配属状況は、表1-(1)のとおりである。

地域保健法により、住民への身近なサービスは市町で、専門的・広域的なサービスは 保健所(健康福祉センター)で提供している。

保健所保健師は7名、市町保健師は30名就業しているが、産休・育休代替職員等の 確保が難しく、地域住民に寄り添った保健活動を効果的に展開するためには保健師の 充足が望まれる。

表 1 - (1) 管内保健師就業状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)(単位:人)

区分			市町村				
年 度	総数	保健所	保健衛生	福祉	介護保険	その他	
令和2年度	37	7	18	5	6	1	
令和3年度	37	7	18	5	6	1	
令和 4 年度	37	7	17	6	6	1	
勝浦市	8	ı	3	3	2	-	
いすみ市	14	I	8	3	2	1	
大多喜町	4	-	3	0	1	_	
御宿町	4	-	3	0	1	_	

(2) 保健所保健師活動

保健師は地域保健福祉課及び健康生活支援課に配属され、保健師活動を展開している。 令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関連した電話相談が多く、感染症対応で昨年度に 引き続き大きな役割を担ったことがわかる。

表 1 - (2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

	区	分			訪問	以外の	つ 保 健	 指 導	個別の連携	
			家庭	訪問	面	接	電話	メール	連絡調整	
種	別		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数 (再掲:会議)	
総		数	23		31	41	4, 832	1	318 (6)	
感	染	症	6	7	1	1	2, 138	-	227 (-)	
結		核	3	23	4	13	78	1	63 (6)	
精	神 障	害	4	4	0	0	5	_	- (-)	
長	期療養	児	0	0	8	9	8	_	- (-)	
難		病	8	11	18	18	36	_	28 (-)	
生	活習慣	病	-	-	-	_	_	_	-(-)	
そ	の他の疾	病	-	-	-	-	1, 217	_	-(-)	
妊	産	婦	-	-	-	-	_	_	-(-)	
低	出生体重	児	-	-	_	_	_	_	-(-)	
(未熟児)								
乳	幼	児	ı	I	ı	-	_	_	-(-)	
そ	Ø	他	2	2	0	0	1, 350	_	-(-)	
訪	問延世帯	数	21	37						

(3) 保健師関係研修(研究) 会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和 5 年 2 月 27 日 (Zoom 開催)	コロナ禍にお ける保健師の 役割について	1 講演 「コロナ禍における保健師の役割について」 講師:千葉大学大学院看護学研究院 教授 宮﨑美砂子氏 *保健事業研究会との合同開催	17 人

イ 所内保健師研究会

表 1 - (3) - イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和 4 年 4 月 20 日	令和 4 年度所内保健師業務連絡研究会計画案について 千葉県保健活動業務研究について 令和 4 年度管内保健師業務研究会予定について	6 人
令和 4 年 6 月 13 日	令和4年度保健師活動計画について 千葉県保健活動業務研究について 復命研修(発達障害関係)	5 人
令和 4 年 8 月 26 日	千葉県保健活動業務研究について	5 人
令和 4 年 11 月 7 日	千葉県保健活動業務研究について	5人
令和 5 年 3 月 15 日	令和4年度保健事業のまとめ 千葉県保健活動業務研究のまとめ	5 人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
実施なし		

エ その他 (上記以外に行っている研修会等)

表 1 - (3) -エ その他

開催年月日	主	な	内	容	参加人員
実施なし					

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4)看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
実施なし		

2 母子保健事業

小児慢性特定疾病医療費助成及び長期療養児への療養支援を実施した。

管内での出生数は減少しているが、支援が必要なケースには、引き続き発達支援を含めた子育て支援体制の充実を図っていく必要がある。

(1) 母子保健推進協議会

夷隅管内の母子保健体制の構築を図るため、保健所・市町職員・教育機関・医療機関・ 福祉機関等による協議会を設置し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため 書面開催とした。

協議会資料を送付することで委員へ情報提供し、管内の母子保健の状況や管内療育施設等について共有した。

開催年月日委員数主な協議内容令和5年2月
(書面開催)(1) 夷隅管内の母子保健事業の実施状況・計画について(2) 夷隅保健所母子保健推進協議会要領の改訂について

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

(2) 母子保健従事者研修会

表 2 - (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数·職種	内容
実施なし			

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

こどもへの切れ目ない支援のため、保健・医療が連携し妊産婦及び乳幼児の健全育成に 向けた支援体制の充実を図った。

表 2 - (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主 な 協 議 内 容
令和 4 年 12 月 28 日	8人	(1) 夷隅管内の母子保健事業について (2) 令和 4 年度夷隅保健所母子保健推進協議会の テーマについて

(4)人工妊娠中絶届出

母体保護法25条の規定により管内の届出医療機関から届出のあったものを記載した。 なお、件数は届出医療機関別であり管外住所分も含まれる。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位:人)

区分						싂	和 4	年度				
	令和	令和	総	20	20	25	30	35	40	45	50	不
	2	3	净色	歳	5	5	5	5	5	5	歳	1
妊娠週数	年度	年度	数	未満	24	29	34	39	44	49	以 上	詳
総数	18	10	9	1	1	1	3	1	1	1	-	_
満7週以前	8	7	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
満 8 週~満 11 週	9	3	8	-	1	1	3	1	1	1	-	-
満 12 週~満 15 週	ı	-		-	-	-	_	-	-	-	-	-
満 16 週~満 19 週	1	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-
満 20 週~満 21 週	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-
不詳	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療対象者に、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を行っている。令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、従来の千葉県特定不妊治療費助成事業は終了となった。ただし、経過措置として令和4年3月31日以前に開始し、令和4年4月1日以降に終了した1回の治療を対象に助成を行っている。

ア 特定不妊治療費助成制度事業

表 2 - (5) -ア 特定不妊治療費助成実施状況

Æ	F度・市町村	件	数	延件数内訳				
1	P 及 * 川 町 শ	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他	
令和2年度		21	35	11 8 (-		(-)	16	
令和3年度		24	24 35 5 7		5 7 (1)		23	
f	分和 4 年度	9	10	7 (-)				
	勝浦市	0	0	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成				
	いすみ市	2	2	数であり、()内の数値は、特定不妊治療			妊治療を伴	
	大多喜町	5	6	う う男性不妊治療の助成件数である。				
	御宿町	2	2					

(6) 不妊·不育相談事業

表 2 - (6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対 象	参加人員
実施なし			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度事業は、児童福祉法に法制化され、平成27年1月1日からは対象疾患等に変更があった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため1年間の自動更新となり、20歳を超えた対象者も受給者に含まれているために一時的に増加したが、令和3年度以降減少傾向である。

表 2 - (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

							· · · · ·	<u> </u>
疾	患名	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御 宿 町
総	数	26	16	13	5	5	2	1
1	悪性新生物	9	6	5	1	3	_	1
2	慢性腎疾患	4	4	4	1	1	2	_
3	慢性呼吸器疾患	_	-	_	-	_	-	_
4	慢性心疾患	3	-	_	-	_	-	_
5	内 分 泌 疾 患	4	4	2	1	1	-	-
6	膠 原 病	2	-	-	-	_	-	-
7	糖 尿 病	-	1	1	1	_	-	-
8	先天性代謝異常	-	-	-	-	_	-	-
9	血 液 疾 患	-	_	_	_	_	_	_
10	免疫疾患	1	1	-	-	-	-	-
11	神経・筋疾患	2	-	-	_	_	_	-
12	慢性消化器疾患	1	ı	1	1	_	_	-
13	染色体又は遺伝 子 変 化 を		_	-	_	_	_	_
	伴う症候群							
14	皮 膚 疾 患	_	_	_	_	_	-	_
15	骨系統疾患	_	_	_	_	_	-	_
16	脈管系統疾患	_	_	_	_	_	_	_

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22の規定により、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (研修会、講演会、交流会等)

表2-(8)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
実施なし			

イ 療育相談指導事業 (療育指導連絡票に基づくもの)

表 2 - (8) - イ 療育相談指導内容

(単位:人)

内容	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
相談者数(延)	-	-	-
家 庭 看 護 指 導	-	-	-
食 事 ・ 栄 養 指 導	_	-	_
歯 科 保 健 指 導	_	-	_
福祉制度の紹介	_	-	_
精 神 的 支 援	_	-	_
学 校 と の 連 絡	_	-	_
家族会等の紹介	_	_	_
そ の 他	_	_	_

ウ 訪問指導事業 (訪問相談員派遣を含む)

表 2 - (8) -ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

疾 患	息 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総	数	_	_	_
脊髄小脳変性症		-	-	-
点頭てんかん(ウ	ウエスト症候群)	_	1	_

工 窓口相談事業

表 2 - (8) - 工 相談内容

(単位:人)

	内		容	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
相	談者	数(延)	7	15	8
申		請	等	7	15	8
医			療	_	_	_
家	庭	看	護	_	_	_
福	祉	制	度	_	_	_
就			労	_	_	_
就			学	_	_	_
食	事	•	美 養	_	_	_
歯	·		科	_	_	_
そ		の	他	-	_	_

才 訪問相談員派遣事業

表 2 - (8) - 才 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人数	回数	実人員	延人員
令和2年度	-	-	-	_
令和3年度		_	_	_
令和 4 年度	-	_	_	_

(9) 療育の給付制度

実施なし

(10) 思春期保健相談事業

学校・保護者・行政と連携し、思春期の子ども達が心や体の変化に対し正しい知識を 身につけられるよう講演会を開催した。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

	名 称	開催年月日	参加者数・職種	内 容	
3	実施なし				

表 2 - (10) - イ 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	対象者・参加者数	内容
思春期教室	令和4年	101 人	講演:「中学生のこころとからだ」
	7月13日	勝浦市立	~将来のために今伝えたいこと~
		勝浦中学校3年生	講師:丸山 祝子 氏(助産師)

(11)旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が 平成31年4月24日に成立し、同日に公布、施行された。

この法律に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が 支給される。保健所は相談・受付の窓口を担っている。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

区分	建长四件此粉		相談件数 (延べ)	
年度	請求受付件数	電話等相談	来所相談	1
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	_	_	_	_
令和4年度	-	-	_	-

[※]一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(12) その他会議や連絡会等 実施なし

(13) その他相談 該当なし

3 成人・老人保健事業

(1)介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 6 施設・訪問看護ステーション 3 施設がある。(資料編に記載のとおり)

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

長生、夷隅健康福祉センターが輪番で担当している。

令和4年度は長生健康福祉センターで実施した。

(3) その他のがん対策事業

該当なし

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう健康相談に応じた。

(1)健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が 電話相談に応じた。

表 4 - (1) 健康相談実施状況(電話)

区分年度	男性	女 性	総数
令和2年度	2	8	10
令和3年度	8	8	16
令和 4 年度	0	0	0

5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月1日に改正自殺対策基本法が施行され、市町村において自殺対策計画の 策定が義務付けられ、自殺に関する相談については、精神保健福祉相談(心の健康相談)の中で、 精神科医、精神保健福祉相談員、保健師により実施した。

6 地域·職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制の構築と生涯を通じた 継続的な保健サービスの提供を推進するため、「糖尿病重症化予防対策」をテーマに関係 機関の代表者等で構成される協議会及び作業部会を開催し、地域の健康課題の解決に必要な 連携事業の計画・実施・評価等を行った。

	(=))(113.12	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
開催年月日	参加数	主な内容
令和 4 年 11 月 10 日 (Zoom および来所 にて開催)	24 人	(1)令和3年度事業報告 ・令和3年度專隅地域・職域連携推進事業実績 ・「テーマ1たばこ対策」について ・「各事業所での健康診断の実施状況に関する アンケート」の結果について ・健康診断等受診啓発用チラシについて (2)令和4年度事業計画(案)について

表 6 - (1) 夷隅地域·職域連携推進協議会開催状況

表 6 - (2) 夷隅地域·職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主 な 内 容
令和 4 年 3 月 (書面開催)	13 人	(1)令和4年度事業実績について (2)令和5年度事業計画(案)について ・全体について ・共同事業「講演会の実施」について ・共同事業「特定健康診査の啓発用チラシの 改定」について

表 6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和4年6月~	特定健康診査の受診啓発用チラシを活用した啓発、小規模事業
市和4年6月~	所への健康づくりに関する啓発物による啓発
Δ 1 11 Ε Ε 11 Ο Π	委員から健康づくり講演会を周知しオンデマンド配信により
令和5年3月 	開催
令和 5 年 2~3 月	特定健康診査の啓発用チラシ作成に関する検討会及び作業部
¬ 和 3 平 2~3 月	会を開催し、改定の必要性や今後の活用について検討

7 栄養改善事業

地域住民の生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、「健康ちば21 (第2次)」中間評価の結果 を踏まえ、「減塩」や「野菜摂取量の増加」に力を入れ、適切な食習慣の普及啓発を行った。

また、健康増進法や食品表示法に基づく給食施設や食品関連事業者等への指導、普及啓発の他、 地域住民の健康づくりが積極的に行われるよう管内関係団体等への情報提供を行い、望ましい食習 慣が実践できる食環境の整備に取り組んだ。

(1)健康增進(栄養·運動等)事業

夷隅管内は、高齢化が進む地域であり、糖尿病や高血圧性疾患等生活習慣病の発症 及び重症化予防が重要であることから、住民や事業者を対象とした研修会等の 実施により、生活習慣病予防及び健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行った。

表7-(1)健康増進(栄養・運動等)指導状況

(単位:人)

				個	別指導	算延人.	員			集団指導延人員						
		栄養指導	(再) 病影 養 指 道	(掲訪にる養導	運動指導	(再) 病別動 指 道	休養指導	禁煙指導	その 他	栄養指導	(掲) 大海 (掲) 大海 (掲) 大海 (銀) 大海 (銀) 大海 (銀) 大海 (銀)	運動指導	(休養指導	禁煙指導	その 他
	妊 産 婦	=	-	-	-	-	ı	ı	ı	-	-	ı	ı	ı	ı	-
実	乳幼児	_	_	-					-	-	-					-
施数	20 歳未満 (妊産婦・ 乳 幼 児 を除く)	1	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	101	-
	20 歳以上 (妊娠症(())	27	_	-	-	-	-	-	-	428	-	-	-	-		-
(再	妊 産 婦	_	_	_	_	_	_			_	_	_	_	-	_	_
(再掲)医療機関等	乳幼児	_	_	-					-	-	-					-
~	20 歳未満 (妊産婦・ 乳 幼 児 を除く)	_	-	-	-	-	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_
委託	20 歳以上 (短敵 統()	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照 (地域保健·健康增進事業報告作成要領)

ア 病態別個別指導

表7-(1)-ア 病態別個別指導状況

(単位:人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難病	アレルギ ー 疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	-	_	_	_	_	-
病態別運動指導	-	-	_	_	-	_

[※]生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7-(1)-イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室	実施なし	-	_	-

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7-(1)-ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地域における健康 づくり講演会 (Zoom 開催)	令和 4 年 10 月 6 日	管内スーパ ーマーケッ ト、弁当・ 惣菜店、給 食施設等	24 施設	講演「コロナ禍だからこそたっぷり野菜をおいしく食べよう!」NPO法人 いすみライフスタイル研究所 髙原和江 氏 講話「夷隅地域の健康を支える食環境づくりの推進について」地域保健福祉課 栄養担当
管内スーパーマー ケットへの啓発物 の提供	令和 4 年 9 月、11 月、 令和 5 年 3 月	管内スーパ ーマーケッ ト	(11 施設)	当所作成の店頭啓発用 POP、ポスターを配付し掲示等依頼。

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表 7 - (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	_	_
県民健康・栄養調査	夷隅郡大多喜町内 1 地区	令和 4 年 11 月 30 日 (1)身体状況調査 (2)栄養摂取状況調査 (3)生活習慣調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7-(1)-オー(ア)食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発							
		相談(個別)	普及啓発(集団)					
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)			
特別用途1	食品及び	_	-	-	-				
特定保健月	用食品について	(-)	(-)	(-)	(-)				
食品表	栄養成分	24	24	2	2	巡回調査			
示基準	特定保健用食品			-	_	_			
につい	栄養機能食品	-	-	ı	-	ı			
て(保健	機能性表示食品	-	-	-	_	-			
事項)	その他※	-	-	-	_	_			
健康増進法	去第65条第1項				_				
(虚偽誇っ	·	1	1	ı	_				
	役食品について 健康食品を含む)	1	1	I	_	ı			
		県民への相談対応・普及啓発							
		相談(個別)	普及啓発(集団)					
		延相認	《件数	回数	数 延対象者数 内容 (講習会等				
特別用途1	食品及び		-	-	_	_			
特定保健月	用食品について		(-)	(-)	(-)				
食品表	栄養成分		-	_	-	_			
示基準	特定保健用食品		=	-	-	_			
につい	栄養機能食品		=	-	-	_			
て(保健	機能性表示食品	-		-	-	_			
事項) その他※			=	-	-	_			
健康増進活	去第65条第1項		_	_	_	_			
(虚偽誇っ	·								
	役食品について 健康食品を含む)		_	-	_	-			

()内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表 7 - (1) - オー (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)				
		実指導食品数	延指導件数			
食品表示基準に	栄養成分※	-(-)	-(-)			
ついて	機能性表示食品	_	-			
(保健事項)	その他	_	_			
健康増進法第65	条第1項(虚偽誇大広告)	_	_			
その他一般食品に	ついて(いわゆる健康食品を含む)					

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む ()内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7-(1)-オー(ウ)特別用途食品に対する検査・指導件数(単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
-(-)	-(-)	-(-)

()内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7-(1)-カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導					
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数			
県民健康・栄養調査結 果返却時にグー・パー 食生活、減塩、野菜 摂取、運動に関する リーフレットを配付	27 人	壮年期世代を中心に、減塩、野 菜摂取、肥満予防に関する普及 啓発	11	381 人			

(2) 給食施設指導

管内給食施設は令和5年3月末現在50施設あり、給食施設の栄養管理及び衛生管理の向上を 図ることを目的として、個別及び集団指導を実施し、給食運営の充実を図った。

管内の給食施設栄養士配置率は全体で66%である。

給食施設状況

表7-(2) 給食施設状況

(単位:件)

	管理 士の	つみ	栄養	世栄養士どな	ららも		上のみ 施設		管理第 必置		調理いる		調理師のいな	栄養	栄養
11. ==	討		l	いる施	設		72 BC	管理栄養士 栄養士	施	設			い施設	成	教
施設	施	管	施	管	栄	施	栄	どちらも	施	管	施	調		分	育
総数		理栄養		理	養		養	いない		理		理		表	実
	設	養	設	栄養	士	設		施設	設	栄養	設	師		示	施
	业人	士数	**	士		*/~	士		**	士	**			施	施
	数	剱	数	数	数	数	数		数	数	数	数		設	設
50	15	21	10	15	12	8	11	17	1	3	44	108	6	50	29

ア 給食施設指導状況

表7-(2)-ア 給食施設指導状況

				特定給	食施設		
	区	分	計	1回300 食以上 又は 1日750 食以上	1回 100 食以上 又は 1日 250 食以上	その他の給食施設	
個	給食管理指導	巡回個別指導施設数	45	4	27	14	
別指	和及日生汨守	その他指導施設数	17	1	8	8	
導	喫食者への労	栄養・運動指導延人員	_	_	1	_	
	給食管理指導	回 数	3	3	3	2	
集団指導	和及自任相等	延 施 設 数	70	11	39	20	
指導	喫食者への	回 数	_	_	_	_	
	栄養運動指導	延人員	_	_	_	_	

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

						管理	理栄養士・労	· 養士配置り	 大況		
				管理栄養		管理栄養士	上・栄養士	栄養コ	上のみ	どちらも	いない
		総施設数	総指導	いる		どちらも		いる		施設	
			施設数	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
	合 計	50	45	15	13	10	7	8	8	17	17
	計	1		1							
	学校										
	病院	1		1							
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
指定	老人福祉施設										
施設	児童福祉施設										
1	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設 自衛隊										
	日										
	その他										
\vdash	計	5	4	3	3	2	1				
	学校	3	3	2	2	1	1				
	病院	1		-		1					
	介護老人保健施設										
750食	介護医療院										
/日以	老人福祉施設										
	児童福祉施設	1	1	1	1						
定施	社会福祉施設										
	事業所										
()	寄宿舎										
(2)	矯正施設 中 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										
	自衛隊 一般給食センター										
	その他										
	計	29	27	7	6	7	6	3	3	12	12
	学校	4	4	1	1			1	1	2	2
	病院	2		1		1					
	介護老人保健施設	5	5	2	2	3	3				
100食	介護医療院										
/回, 250食	老人福祉施設	6	6	2	2	3	3	1	1		
/目以	児童福祉施設	11	11					1	1	10	10
	社会福祉施設										
②除	事業所										
` '	寄宿舎 矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1	1	1	1						
	計	15	14	4	4	1		5	5	5	5
	学校										
	病院	1				1					
	介護老人保健施設	1	1					1	1		
	介護医療院										
C */	老人福祉施設	5	5	3	3			1	1	1	1
	児童福祉施設	4	4	1	1			1	1	2	2
4-/	社会福祉施設 事業所	4	4					2	2	2	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
l l	その他										

ウ 給食施設開始届・廃止(休止)届・変更届指導

表 7 - (2) - ウ 給食施設開始届・廃止(休止)届・変更届指導(単位:件)

	給食施設開始届	給食施設廃止(休止) 届	給食施設変更届
届出数	0	1	3
指導数	2	1	3

工 給食施設集団指導

表7-(2)-工 給食施設集団指導状況

我 ((2)			一 相及爬取来凹泪等状况			
名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容		
給食施設管 理者・従事 者研修会	令和 4 年 6 月 23 日	管内給食施 設の管理者 及び従事者	33 人	講演「給食施設における衛生管理」 講師 長生健康福祉センター 食品機動監視課職員 説明 「第4次千葉県食育推進計画について」 「令和3年度栄養管理状況報告書 の集計結果(栄養教育)について」 夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課職員		
管内保育所 給食施設栄 養業務検討 連絡会	令和 4 年 10 月 20 日	管内保育所 栄養業務担 当者	4 人	情報交換・業務検討 (1) 給与栄養目標量を満たす献立 作成について (2) 0 歳児の食品摂取状況(食べた ことのある食材)の把握方法 (3) 給食を活用した保護者への情 報提供等について		
給食施設研 修会 (ZOOM 開催)	令和 4 年 1 月 17 日	管内給食施 設の管理 者、従事者 等	41 人	報告「令和4年度給食施設における災害対策調べの結果について」 夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課職員 講演「給食施設に必要な災害時の 備え」 講師 日本女子大学家政学部 食物学科 教授 松月弘恵 氏 情報交換「各施設での災害対策の 取り組み状況等」		

(3)健康ちば協力店推進事業

表 7 - (3) -ア 健康ちば協力店登録状況

令和	3年度登録件	数	総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数※	松豆琢件 数
2	-	-	8

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に 及啓発及び		登録後の	協力店に対す	する指導	県民に対する普及 啓発及び指導状況		
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員	
個別指導		_		8	8		_	
四分31日 44				O	U			
集団指導	3	288	-	1	-	3	68	

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織	数状況及び活	動状況	保健所による育成	状況
名称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
夷隅郡市食生活改善連絡協議会	167 人(3 組織)	①研修会に関する 事業 ②栄養に関する知 識の普及啓発 ③栄養改善・食生 活の調査研究 ④その他の目的達 成のための事業	会運営への助言、研修会への支援	56 人
夷隅郡市栄養士会	62 人	研修会の開催、その他	会運営への助言、研修 会への支援	28 人

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
実施なし	-	-	-	-

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
実施なし	ı	ı	-

[※] 市町村(在宅)栄養士研修会を含む。

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

	調	里 師 詩	式 験	免 許 交 付					
年 度	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付			
令和2年度	22	15	68. 2	23	5	5			
令和3年度	20	8	40.0	11	2	3			
令和 4 年度	21	17	81. 0	18	8	5			

(7) その他 (夷隅保健所の独自事業)

表7-(7) その他(夷隅保健所の独自事業)

事業名	事業概要	回数	参加人員
実施なし	_	ı	-

8 歯科保健事業

歯・口腔 の健康の維持増進を図ること、噛む・飲みこむことへの支援を目的として難病 患者及び障害者等に対する講演会等を実施しているが、令和4年度は実施をしなかった。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関 として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ、市町村、医療機関、障害福祉 サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及 啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

法律に基づき、入院・退院等の届け出に関する事務を行った。

		表9-(1) 管内病院からの届出等の状況									
種別 年度	医療保護 入院届 (家族等 の同意)	応急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他				
令和2年度	96	_	161	5	_	85	_				
令和3年度	100	_	101	2	_	173	_				
令和 4 年度	122	_	117	9	_	162	_				

表9-(1) 管内病院からの届出等の状況

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第27条第2項に基づく、申 請、通報、届出の処理状況を下表に示す。

表 9 - (2) - / 申	表9-(2)-/ 申請・連報・届出及び移送処理状况 					(里/	<u>N</u> :	1午)			
処理	申	診	上 注 第	27 /	をの	法多	第 29	条	法	第 29	条
	⇒ +-	察				0	20	D	T)	2 O	2
	請	の	診察	を文者	() /C	診	察を	受	0)	移送	業
		必		11		V.	ナたす	旨		務	
	通	要	法	そ	通	法	そ	通	第	第	第
	700	が	第	の		第 2	の				
	報	な	2 9	他	院	9 条	他	院	1	2	3
	届	٧١	条	0	•	余の	の	•			
		と	該	入	そ	2 該	入	そ	次	次	次
	出	認	当症	院		2該当症	院				
	件	め	状		の	症状		の	移	移	移
申請通報等の別		た	0	形		\mathcal{O}	形				
	数	者	者	態	他	者	態	他	送	送	送
令和2年度	7	3	3	-	1	3	-	1	_	_	_
令和3年度	6	2	2	-	1	-	-	1	-	-	_
令和 4 年度	13	4	10	_	_	5	_	_	_	_	-

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位・件)

法第 22 条 一般人からの申請	ı	ı	ı	_	ı	ı	_	_	_	-	-
法第 23 条 警察官からの通報	4	ı	5	_	1	5	_	_	_	_	_
法第24条 検察官からの通報	6	1	5	_	-	-	-	-	-	-	-
法第 25 条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	_	-	-	-	_	-	_	_
法第 26 条 矯正施設の長からの通報	3	3	-	-	-	_	-	_	-	_	_
法第 26 条の 2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	_
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく指定医療機関管 理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	_	_	ı	_	_	_	_	_
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_

- ※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計
 - 2 「法第29条の2該当症状の者」は、法第27条の診察を受けた者の内数
 - 3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表 9 - (2) -イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位:件)

病	名	総	統合失	気分	器質精神	申 障	中精	毒 神 障	性語	神経症	パーソナ	知的	てん	その他	そ
			大調 症 等	障害	認知症	その他	アルコール	覚醒剤	その他	性障害等	リティ障害	障害	かん	の精神障害	の他
左 庞					F	0	F	1							
年 度 結 果		数	F2	F3	F00 ~ F03	F04 ~ F09	F10	F15		F4	F6	F7	G40		
令和2年	度	4	1	1	-	1	-	-	-	-	-	_	_	_	1
令和3年	度	3	3	-	-	-	-	-	1	_	_	-	ı	1	_
令和4年	度	10	7	1	1	_	_	1	-	_	_	_	_	-	_
診察要指	昔 置	10	7	1	1	_		1	_	_	_	_	_	-	
実施 不要	措置	-	-	_	-	_	-	_	_	-	_	_	ı	_	-

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、不要措置となった者 0名
 - 2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名
 - 3 その他には病名不詳を含む。
 - 4 F0~9, G40 は, 世界保健機構 (WHO) の国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。

表 9 - (2) - ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数 (各年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

入院期間 年度	総数	6 カ月未満	6 カ月以上 1 年 未 満	1 年以上 3 年未満	3 年以上
令和2年度	5	4	1	-	-
令和3年度	2	2	_	_	_
令和 4 年度	9	9	_	_	_

表 9 - (2) -エ 申請・通報・届出関係の相談等(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

\ \ \!	生•年齢	実		性			年		齢		延
		, ,	男	女	不	20 歳	20 歳	40 歳	65 歳	不	口
区分		数	77	女	明	未満	(39 歳	(64	以上	明	数
相	談	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-
訪	問	7	4	3	-	_	1	4	2	-	17
電	話	11	8	3	_	_	2	6	3	Ι	158

(3) 医療保護入院のための移送(法34条)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による対応状況を下に示す。

表 9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況

区分 年度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和2年度	_	_	-
令和3年度	_	-	-
令和 4 年度	-	_	-

(4)精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条の規定により実施した相談及び訪問の実施状況を以下に示す。

表 9 - (4) -ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月第1木曜日	午後1時30分~午後3時	夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)

表 9 - (4) - イ 対象者の性・年齢

(単位:人)

性・年齢	実					 年	: 1	齢		<u>エ・ノ</u> ()
工 干圈	夫		江					型 li		延
				不	20 歳	20 歳	40 歳	65 歳	不	口
		男	女			5	5			
区分	数			明	未満	39 歳	64 歳	以上	明	数
令和2年度	77	51	26	ı	5	10	38	21	3	160
令和3年度	78	40	38	ı	ı	22	34	17	ı	166
令和4年度	49	29	20	1	2	16	20	10	1	137
勝浦市	10	5	5	1	2	-	6	2	-	18
いすみ市	21	15	6	-	-	7	8	5	1	73
大多喜町	6	3	3	1	-	1	2	3	-	11
御宿町	7	4	3	-	_	5	2	-	-	26
管 外・不 明	5	2	3	-	-	3	2	-	-	9
相談	13	7	6	-	2	6	4	1	-	34
訪問	36	22	14	_	-	10	16	9	1	103

^{※1} 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

² 電話相談は計上していない。

表 9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数

(単位:件)

性区分	11 1	男性	女性	不明
電 話	966	672	287	7
メール	1	1	ı	_

表 9-(4)-エ 相談の種別(延数)

	病名総総		精神	障害(相)	に関す 談	トる	障領	毒性精 事に関 る 相談	員す	ギャ	摂食	心	思士	老	て	そ
区分		数	診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒	ンブルの相談	政障害の相談	の健康相談	春期の相談	年期の相談	かん	の他の相談
	令和2年度	160	39	36	16	18	16	-		2	-	5	5	4	-	19
	令和3年度	160	65	21	19	15	2	-	_	_	-	22	12	4	-	3
	令和4年度	137	54	-	43	17	2	1	_	_	-	_	_	20	-	-
	計	34	14	-	13	5	-	_	_	_	-	_	_	2	-	-
相	男	20	9	_	6	3	-	_	-	_	-	_	_	2	-	-
談	女	14	5	-	7	2	-	-	-	_	-	_	_	_	-	-
	不明	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_	-	-
	計	103	40	_	30	12	2	1	_	_	-	_	_	18	_	_
訪	男	68	26	-	17	7	1	1	_	_	-	_	-	16	-	_
問	女	35	14	_	13	5	1	_	_	_	-	_	_	2	-	-
	不明	_	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_

表 9-(4)-オ 援助の内容(延数)

(単位:件)

	総	医	受	生生	援 社	紹	整 関	そ
種別 年度	数	学的指導	療 援 助	活 指 支 導 援	会 復 助 帰	介・連絡	方針 協議 調	の他
令和2年度	202	13	34	25	29	26	75	-
令和3年度	193	10	19	16	13	25	101	9
令和4年度	156	_	37	31	_	7	64	17

[※] 援助内容は重複あり

表 9 - (4) - カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者			
	又 饭 計	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
合 計	-	_	_	_
勝浦市	-	_	_	_
いすみ市	-	_	_	-
大多喜町	-	-	-	-
御宿町	-	-	_	_

(5)精神障害者社会復帰関係

令和元年度から、デイケアクラブは、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に再編され、同事業の委託事業所(いすみ地域活動支援センター)にて実施することになった。

(6) 地域精神保健福祉関係

保健所の役割として、管内市町をはじめとする諸機関及び地域社会との緊密な連絡協調のもと、入院中心のケアから地域社会でのケアに福祉の理念を加えつつ、地域住民の精神的健康の保持増進を図るために、以下の業務を行った。

表 9 - (6) - ア 会議・講演会等

X 3		マ 時 1页 フ	
会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
夷隅圏域精神障害者にも対応し			
た地域包括ケアシステム構築会			
議			
(1) 実務者会議	令和4年		
	7月28日	20 名	対象:管内関係機関担当者
	9月22日	22 名	
	11月17日	24 名	
	1月26日	27 名	
	令和5年		
	3月23日	25 名	
(2) 普及啓発事業検討会	令和4年		
	8月30日	11 名	対象: 実務者会議啓発担当者
	9月14日	11名	
	10月13日	11名	
(3)普及啓発事業	令和4年		
	10月17日	49 名	大原高校
	11月18日	97名	大多喜高校
(4) 代表者会議	令和5年	23 名	対象:管内関係機関代表者
	2月24日		

表9-(6)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等 の名称				受講	者数	
	開	用 催	日	実件数	延件数	内 容
実施なし		-		-	_	-

表 9 - (6) - ウ 組織育成

(単位:件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)	
支援延件数	I	-	I	1	

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下、「医療観察法」と略す)第108条の規定により、保護観察所を中心とした連携体制を保健所(健康福祉センター)にも求められている。

表 9 - (7) 医療観察法に係る会議への参加

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	1	_	-

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所 (健康福祉センター) においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議 (Care Program Approach の略) とケア会議以外の会議に 参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス肝炎及びC型ウイルス肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充された。 なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、 プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

年度・市	5町村	\		治療	核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令	和	2	年	度	19	-	11
令	和	3	年	度	16	_	8
令	和	4	年	度	21	_	5
勝		浦		市	2	_	1
٧٧	す		み	市	18	_	3
大	多		喜	町	_	_	_
御		宿		町	1	_	1

表 10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位:人)

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の 負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを 構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き 業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による 通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

	. 1 1	(1)	1111/2 / 0	里及川峽及伯源朔九虎些事法	又相有机机 (争位,八)
年度・市	5町村		病名 //	肝がん	重度肝硬変
令 :	和 2	年	度	-	-
令 :	和 3	年	度	1	-
令 :	和 4	年	度	-	-
勝	浦		市	-	ı
V	す	み	市	1	ı
大	多	喜	町		-
御	宿		町	_	_

表 1 1 - (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業受給者状況 (単位:人)

12 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患(特定疾患)から法制化後に徐々に拡大し、338疾病(指定難病)となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表12-(1)特定疾患治療研究費受給者状況

年度・市町別 疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
総数	3	3	2	_	2	_	_
スモン	2	2	1	_	1	-	-
重症急性膵炎	1	1	1	_	1	_	_

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位:件)								
年度・市町別	令 和 2	令 和 3	令 和 4	勝浦	いす	大多	御宿	
疾患番号 疾患名	年度	年度	年度	市	み 市	喜町	町	
51 全身性強皮症	32	29	30	7	15	4	4	
52 混合性結合組織病	5	4	2	1	-	-	1	
53 シェーグレン症候群	11	9	8	-	8	-	_	
54 成人スチル病	3	4	4	_	3	1	_	
55 再発性多発軟骨炎	1	1	1	-	1	-	-	
56 ベーチェット病	18	15	18	4	11	1	2	
57 特発性拡張型心筋症	12	12	13	6	7	-	-	
58 肥大型心筋症	3	4	4	-	2	-	2	
60 再生不良性貧血	5	5	6	3	2	1	-	
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1	-	1	-	-	
63 特発性血小板減少性紫斑病	9	8	10	1	6	2	1	
65 原発性免疫不全症候群	-	-	1	-	1	-	-	
66 IgA 腎症	9	10	12	3	6	-	3	
67 多発性嚢胞腎	6	6	7	2	4	1	-	
68 黄色靱帯骨化症	9	8	8	3	4	1	-	
69 後縦靱帯骨化症	33	19	22	3	12	3	4	
70 広範脊柱管狭窄症	-	_	1	1	-	_	_	
71 特発性大腿骨頭壊死症	30	28	23	6	10	3	4	
72 下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	_	1	_	_	
74 下垂体性PRL分泌亢進症	3	3	3	1	2	-	=	
75 クッシング病	1	1	1	-	1	-	_	
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	4	3	-	2	-	1	
78 下垂体前葉機能低下症	6	7	7	1	4	2	_	
84 サルコイドーシス	12	8	9	-	3	2	4	
85 特発性間質性肺炎	31	28	23	10	9	3	1	
86 肺動脈性肺高血圧症	5	5	3	2	1	_	_	
88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	3	3	-	1	1	1	

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 2 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
令和2年度	3	1	2	ı	_
令和3年度	3	1	2	_	_
令和4年度	3	1	2	ı	_

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分				1	冓 万	戈 員	Į	
年度	支援計画 策 定 実施件数	支援計画 評 価 実施件数	専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和2年度	-	-	1	1	1	ı	1	-
令和3年度	ı	-			-			_
令和4年度		-	_			_	_	_

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イー(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

年 度	人数	回数	実 人 員	延人員
令和2年度	1	3	3	3
令和3年度	1	8	3	8
令和4年度	1	13	3	13

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イー(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	月日	主 な 内 容	職種	人数
令和2年度	実施なし			
令和3年度	実施なし			
令和4年度	実施なし			

(ウ) 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加 人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者 人 数
実施なし					

(エ) 訪問指導事業

表 1 2 - (4) - 工 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	7	17	12
筋萎縮性側索硬化症	5	3	3
脊髄性筋萎縮症	_	1	-
パーキンソン病	_	4	1
多系統萎縮症	1	4	5
脊髄小脳変性症	1	2	_
肺動脈性肺高血圧症	_	1	1
筋ジストロフィー	_	2	2

(才) 訪問診療等事業

表 1 2 - (4) - 才 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分	指導	人数			従	事	首 人	. 数	
	実	延	実施方法	専	主	看	理学	保	そ
年度	人	人	美 胞万伝	門	治	護	療法	健	0)
	員	員		医	医	師	士等	師	他
令和2年度			実施なし						
令和3年度			実施なし						
令和 4 年度			実施なし						

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

(力) 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位:人)

	内	容		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
相言	炎 者 数	(延	<u>E</u>)	16	137	18
申	請	Ī	等	15	99	16
医			療	_	1	1
家	庭	看	護	_	32	_
福	祉	制	度	1	_	_
就			労	_	2	1
就			学	_	_	_
食	事 •	栄	養	_	_	_
歯			科	_	_	_
そ	T.)	他	_	3	_

(キ) 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	対象者 (職種)	参加者数	内容
実施なし				

13 受動喫煙対策

健康増進法の一部改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設においても原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施している。

表 1 3 - (1) -ア	問合せ	• 苦情届出状況
20 1		, ,		

区分	件		内 訳					
年度	数	第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外		
令和2年度	5	-	3	1	-	1		
令和3年度	1	-	1	-	-	-		
令和 4 年度	1	-	1	-	-	-		

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分	件		内 訳				
年度	数	第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外	
令和2年度	-	-	-	-	-	_	
令和3年度	-	-	-	-	-	_	
令和 4 年度	-	-	-	-	-	_	

14 市町村支援

保健所保健師等は、所属内の他職種と協働し、地域診断等を実施し、健康課題を明らかにするとともに、広域的な情報や健康課題を市町村と共有し市町村の保健活動が効果的に推進できるように支援している。

(1) 市町村への支援状況

表14-(1) 市町村への支援状況

項目	会	議 •	連絡		技術的	的支援	
市町	会 議 名	回数	職種	主な テーマ	事業名	回数	職種
	勝浦市地域包括支援 センター運営協議会	1		事業評価・計画・ 体制確保	家庭支援	2	2課 2家
勝浦市	勝浦市介護保険運営 協議会	1		事業評価・計画・ 体制確保			
市	勝浦市要保護児童対 策地域協議会実務者 会議	3	3 課	事例検討			
	個別支援会議	1	1課 1家	事例検討			
いすみ市	いすみ市要保護児童 対策地域協議会実務 担当者会議	2	2 保	事例検討			
大多喜町	大多喜町要保護児童 家庭実務者会議 大多喜町要保護児童	1	1保 1家 1課	事例検討	家庭支援	1	1 保 2 家
曹町	大多喜可安保護児童 家庭個別支援会議 大多喜町健康づくり	1	1 家 1 家 1 相 1 課	実績・評価・計画			
	大多喜可健康 つくり 推進協議会	1	1 硃	天碩・計価・計画			

項目	会	議 •	連絡		技術的	内支援	
市町	会 議 名	回数	職種	主な テーマ	事業名	回数	職種
御宿町	御宿町関係者会議	1	1課 1家	事例検討	家庭支援	7	7家
	夷隅地区自立支援 協議会児童支援部会	5	5 課	実施体制の確保			
	夷隅地区特別支援 連携協議会総会 (書面議決)	1	1 医	実績·評価·計画· 体制確保			
管内	夷隅郡市学校保健会 定期総会 (書面開催)	1	1 医	実績·評価·計画· 体制確保			
	夷隅地域在宅医療・ 介護連携推進会議	4	4 課	実施体制の確保			
	夷隅郡市地域包括支 援センター連絡会	2	2 課	実施体制の確保			

[※] 職種:医(所長)、次(次長)、課(課長)、保(保健師)、栄(栄養士)、精(精神保健 福祉相談員)、看(看護師)、事(一般行政)、家(家庭相談員)、相(DV 専門相談員)

15 福祉関係事業

(1) 民生委員·児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 5 - (1) 民生委員・児童委員配置状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

			現 員		左の	内訳
市町村	定 数	民生委員	主任児童	計	男	+
		児童委員	委 員	ĒΙ	Ħ	女
令和 2 年度	215	192	19	211	97	114
令和 3 年度	215	192	19	211	97	114
令和 4 年度	205	187	19	206	88	118
勝浦市	43	36	8	44	21	23
いすみ市	107	100	7	107	50	57
大多喜町	33	29	2	31	13	18
御 宿 町	22	22	2	24	4	20

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治32年7月1日施行の行旅病人及行旅 死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の 同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

取扱なし

表15-(2)-ア 過去3年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

□ /\	年	度 別 推	移
区分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
行旅病人 (人)	_	_	_
行旅死亡人 (人)	1	_	_

(3) 児童福祉

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給事務を行い、児童手当に係る市町事務指導 監査を実施した。また、家庭相談員による相談等の支援を行っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表15-(3)-ア-(ア)児童扶養手当受給者数

町	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
令和2年度	112	12
令和3年度	105	9
令和4年度	110	15
大多喜町	57	4
御 宿 町	53	11

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表15-(3)-ア-(イ)児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位:世帯)

∖区分				-	世	芹	r T	類		型		別				
			E	+子世	帯					父	子世	帯				
	生別世	母子 帯	死別	未婚	障害	遺棄	DV 保 護	生別 世	父子 帯	死別	未婚	障害	遺棄	DV 保 護	その他	計
年度	離婚	その他	母子世帯	母子世帯	者世帯	来 世 帯	6 命令世帯	離婚	その他	父子世帯	父子世帯	者世帯	来 世 帯	设命令世帯	の世帯	
令和 2 年度	88	-	1	7	1	1	-	8	-	3	-	-	-	-	3	112
令和 3 年度	82	_	2	7	ı	1	-	8	ı	2	1	1	-	-	3	105
令和 4 年度	87	-	2	8	_	1	_	8	_	2	_	_	_	_	2	110

イ 特別児童扶養手当

政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、 監護している父もしくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

区分			支	給対	対 象	障害	系 児	数	
	受給者数	身体	障害	精神	障害	重複	障害	言	+
市町		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和2年度	75	8	7	27	33	_	_	35	40
令和3年度	65	8	5	27	28	_	_	35	33
令和4年度	65	7	4	31	26	1	-	39	30
勝浦市	17	-	2	9	7	-	_	9	9
いすみ市	34	6	2	13	15	_	_	19	17
大多喜町	10	1	1	5	3	1	-	7	3
御宿町	4	-	-	4	1	_	_	4	1

表 1 5 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況(単位:人)

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を 図ることを目的として、母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を 行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15-(4)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位:千円)

区分	事業開始	事業継続	修	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和2年度	-	-	972	_	ı	ı	_	_	-	ı	ı	_
令和3年度	ı	_	972	_	ı	ı	-	_	_	ı	ı	_
令和4年度	-	-	ı	_	ı	ı	_	_	_	ı	1	_
勝浦市	ı	-	ı	-	ı	ı	-	-	-	ı	I	_
いすみ市	ı	-	-	_	ı	ı	_	_	_	-	ı	_
大多喜町		_	_	_	- 1	-	_	_	_	_		_
御宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-

^{※ 1}人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位:千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和2年度	ı	_	ı	ı	ı	ı	_	ı	ı	ı	ı	_
令和3年度	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_
令和4年度	ı	_	ı	ı	I	ı	-	ı	ı	ı	ı	_
勝浦市	ı	_	ı	ı	ı	ı	_	ı	ı	ı	ı	_
いすみ市	ı	_	ı	ı	ı	ı	_	ı	- 1	ı	- 1	_
大多喜町	-	_	-	-	ı	-	_	-		-		_
御 宿 町	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

市町を管轄する健康福祉センターに設置され、家庭(児童)相談員が関係機関と連携を 図りながら子育て相談に応じている。

表 1 5 - (5) 家庭児童相談状況

(単位:件)

区分		((再掲))		相	談内名	容		個別支援 参加回数	
	相談総数	訪	電	面	<u>ب</u>	=	<i>t</i> l-	17 4 4	7	対象者	回数
	級 (延)	問	話	接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	乳幼児	0
年度					活	境	慣	П	1	小学生	0
令和2年度	194	58	128	8	30	70	11	-	83	中学生	7
令和3年度	219	74	137	8	40	64	12	I	103	高校生	2
令和4年度	392	138	247	7	89	120	44	ı	139	その他	_

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対する敬老事業や公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対する、法外援護給付金支給事業を実施している。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈している。

表 15-(6)-ア 百歳者

(単位:人)

区分	百 歳 者	左の	内 訳
市町村	日成有	男	女
令和2年度	48	10	38
令和3年度	41	3	38
令和 4 年度	43	3	40
勝浦市	11	0	11
いすみ市	17	2	15
大多喜町	6	0	6
御 宿 町	9	1	8

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業 該当なし

(7) 障害者福祉

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱や、市町が行う在宅の重度障害者等に対する福祉手当の給付及び日常生活用具の取り付けに必要な経費の給付に対し補助金を交付した。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知定障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の 給付に対して補助金を交付する。

表15-(7)-ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分	在宅	重度知的障害者	ねたき	り身体障害者
市町村	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和2年度	341	1, 439, 533	12	49, 824
令和3年度	338	1, 409, 950	12	49, 824
令和 4 年度	322	1, 392, 650	12	51,900
勝浦市	153	661, 725	_	-
いすみ市	13	56, 225	12	51,900
大多喜町	156	674, 700	_	_

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

市町が行う在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費の 給付について補助金を交付している。

表 1 5 - (7) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内容	補助金(円)
令和2年度	-	-	-
令和3年度	_	-	-
令和 4 年度	-	-	-

ウ 障害者差別相談事業

障害者に対する差別や偏見等に対して、相談や援助等を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を広く知って もらうための周知活動も行っている。

	_	4		差別	相談活動	助件数的	勺訳				そ	
	差 別 相 談			来	訪	関係機関連絡	事例檢	7	虐待の相談		の他の相談件数	条例周知活動
区分		汗	電 話	来所面接	問面) 連 終	例検討会	その他			数数	剿
	実件数 数			接	接	• 調整	会議	TL.	実件数	活動件数		
令和 2 年度	3	18	8	1	-	9	-	_	1	10	95	8
令和 3 年度	7	42	21	2	3	14	1	1	I	1	22	37
令和 4 年度	2	16	11	-	-	2	1	2	1	3	10	46

表 1 5 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位:位)

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第14条の規定により、 管内2市2町より推薦のあった相談員を条例の地域相談員として委嘱している。

表 1 5 - (7) - 工 地域相談員委嘱状況

(単位:人)

区分	身体障害	知的障害	その他		左の	内訳
市町村	者相談員	者相談員	相談員	盐	男	女
令和2年度	8	5	5	18	14	4
令和3年度	8	5	4	17	13	4
令和 4 年度	8	5	4	17	13	4
勝浦市	2	1	1	4	2	2
いすみ市	4	4	1	9	6	2
大多喜町	1	_	2	3	4	
御 宿 町	1	_	-	1	1	_

才 地域相談員等研修会

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に係る身近な 相談役である地域相談員の円滑な相談活動と、地域連携の充実をめざして開催している。

表 1 5 - (7) - 才 地域相談員等研修会

開催年月日	参 加 者	内 容
令和5年3月7日	身体・知的・ その他分野 相談員 11 名	(1)報 告 「千葉県広域専門指導員の活動状況 及び夷隅圏域障害者条例の活動 について」 (2)情報交換 「障害のある方のコロナ禍での不便 さ生き辛さについて」

(8) 配偶者暴力相談支援事業

配偶者暴力相談支援センターとして、相談支援事業を実施している。 DV被害者からの相談に対し、必要な助言・支援を行っている。

表 1 - (8)配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			出張相談件数			数			
年度	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和2年度	114	68	-	64	25	22	-	22	89	46	-	42	8	8	_	8
令和3年度	90	51	-	42	12	12	-	9	78	39	-	33	2	2	-	2
令和4年度	99	36	1	35	5	5	-	5	94	31	1	30	2	2	-	2
区分年度	書面提出		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		書			相談	からの暴力 談件数 通報					
令和2年度	2		_		7		-		_							
令和3年度	-			-		2		_		-						
令和 4 年度	-			-		2		-		-						

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の支給、医療券の交付及び乗車引換証 (変更)の交付を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

令和4年度における戦傷病者手帳所持者数は3名(勝浦市1名 いすみ市1名 大多喜町0名 御宿町1名)であった。

(令和4年度補装具支給・医療券交付・乗車引換証(変更)の交付実績なし。)

表15-(9)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
令和2年度	4	I	-	-
令和3年度	3	ı	-	-
令和 4 年度	3	-	-	-
勝浦市	1	1	-	_
いすみ市	1	1	-	_
大多喜町	-	-	_	_
御宿町	1	-	_	_

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族相談員3名(勝浦市1名、いすみ市1名、大多喜町・御宿町1名)に 嘱託を行っている。

戦傷病者相談員1名に嘱託を行っている。(管内市町からの候補者はなし。)

表 1 5 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町	合 計
戦没者遺族相談員	1	1	(1)	(1)	3
戦傷病者相談員	(1)	(1)	(1)	(1)	1

(10) 児童手当事務指導監査

市町村における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図り、もって児童手当制度の適正な運営に資することを目的として、指導監査を行っている。

市町村	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
勝浦市	_	-	2月21日実施
いすみ市	-	-	-
大多喜町	-	-	2月14日実施
御宿町	-	-	2月28日実施

表 1 5 - (10) 児童手当事務指導監査状況

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは、平成16年10月から相談等の事業を始めたが、 健康福祉センターはこれをサポートするとともに、関係機関との連絡調整会議等を 開催している。

表15-(11)中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開	催日	令和5年3月7日(火)
場	所	いすみ市大原文化センター 1階 大会議室
内	容	(1)報告「中核地域生活支援センター夷隅ひなた活動報告」 (2)情報交換「障害のある方のコロナ禍での不便さ生き辛さについて」
構成員・参加者人数		市町行政・障害者団体・社会福祉事業者関係者・民生委員 児童委員協議会・社会福祉協議会 21人

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、自立相談支援機関に委託し就労支援等の支援を行っている。 関係機関との連絡調整会議を毎月開催している。 また、

表15-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

		聖.	収者数 (総数)	3	9	3	2	1
		N	6 有	I	I	I	I	I
	一の利用状況		労自立促進事業店保護受給者等	I	4	3	2	1
			よる就労支援立相談支援事業	10	6	2	3	2
	1	帮:	· 宋訓練事業	I	-	I	I	_
	11	就労準備支援事業			7	4	4	0
	支援メ	1%;	計相談支援事業	I	8	2	4	3
	Ir (1 :	時生活支援事業	I	I	I	I	I
,		#I	币確保給付金	4	2	1	П	0
	(一般就労総教) 就労者教				8	3	2	1
× 1	3	んの色	就労自立促進事業生活保護受給者等	1	4	8	2	1
I I	7	h 2	による貸付生活福祉資金等	15	20	8	7	1
I I I	745	※	による就労支援自立相談支援事業	10	9	2	3	2
	F)	利用件数	就労訓練事業	1		I	I	_
] H /	**	** **	就労準備支援事業	9	7	4	4	0
)	^	サ ✓ ○	家計相談支援事業	I	8	2	4	3
ί	‡ !	<u>に</u> 虫	一時生活支援事業	I	I	I	1	_
	1	Ħ	住居確保給付金	4	2	1	1	0
	就	労支	援対象者数%	10	6	\mathbf{c}	8	2
	新規相談受付件数(総数)プラン作成件数(総数)			11	14	14	6	2
				36	45	41	23	18
	支援調整会議(回数)				12	12	12	12
					令和3年度	令和4年度	大多喜町	御宿町

※ プラン期間中の一般就労を目標にしている